

1

(配点 80 点)

次の文章を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

【事実】

1. A と B は、現在まで 25 年以上にわたって夫婦のように共同生活を送ってきたが、婚姻届を提出していなかった。A は、2000 年 10 月 1 日に、B との間の子 C を出産した。B は、同月 10 日に、C を認知した。また、B は、A との共同生活を開始する前に、父から甲土地を相続していた。
2. B は、2023 年 11 月 1 日から 1 年間の予定で、海外出張に出た。B は、出発に際して、甲土地の登記識別情報や実印等を含む貴重品の管理を A に委託していた。A は、2020 年 3 月に、飲食店を開業したが、その経営状態は、2024 年 4 月頃から、悪化した。そこで、A は、甲土地を売却し、その代金によって飲食店の経営資金を得ようと考えた。なお、A は、そのことを B に伝えていなかった。
3. A は、2024 年 10 月 3 日に、必要書類等を準備したうえで、B の代理人として、D との間で、甲土地を代金 2500 万円で売却する契約を締結した。この契約において、代金の支払は、同月 15 日までの間に、甲土地の所有権登記の移転および引渡しは、同月末までの間に、それぞれ行われるものとされた。A は、この契約の締結に際して、D に対し、B が甲土地の売却を希望しているが、海外出張に出ているためすぐ戻ってくることはできないので、A が B の代理人として甲土地を売却することになったと説明していた。D は、この説明を信用し、B にそのことを確認していなかった。D は、同月 15 日に、A に対して、代金 2500 万円を支払った。
4. A は、2024 年 10 月 31 日に、帰国した B を後部座席に乗せて自動車を運転していた際、交通事故に巻き込まれた。この事故により、B は、同日中に、A は、同年 11 月 2 日に、それぞれ死亡した。そして、C は、B および A をそれぞれ単独で相続した。
5. D は、2024 年 11 月 20 日に、4 に記載した事実を認識した。そして、D は、2025 年 1 月 20 日に、C に対して、甲土地の所有権登記を移転するよう求めた。C は、D からの請求によって、3 に記載した事実を認識した。そして、C は、D からの請求を拒んだ。これを受けて、D は、同月末までの間に、①甲土地の売買は A が B の代理人として有効に締結されたものであること、仮に下線①の主張が認められないとしても、②C は A および B を相続していること等を理由に、C に対して、再度、甲土地の所有権登記を移転するよう求めた。

〔設問〕

【事実】を前提として、下線①および下線②の各主張の法的な意味を明確にしたうえで、D が、下線①および下線②の各主張に基づき、C に対して、甲土地の所有権登記を移転するよう求めることができるかどうかについて、検討しなさい。

2時限目：10:30～12:30 法律論文試験（民法・刑法）（2）ページ / （2）ページ

2

次の事例につき、X及びYの罪責を論ぜよ（特別法違反については論じなくてよい）。

1. X（40歳男性、身長173cm・体重65kg）は、Xが会社の同僚A（40歳男性、身長175cm・体重68kg）より早く出世したことからAがXを強く憎悪するようになり、会社の業務に使用するパソコンを壊されたり帰り道を尾行されて暴行を加えられたりするなどの執拗な嫌がらせを受けていた。

ある日の午後8時頃、Xが最寄り駅から自宅に向かう途中、Xを尾行していたAに突然後ろから首を絞められた。XはAの手を自分の首から離そうとしながら「やめろ。」と怒鳴ったものの、AはXの首を絞め続けた。その直後、近くをパトロール中の警察官がAに近づき、「何をやっているんだ。」と詰問した。AはとっさにXから手を離したので、その隙にXは走って帰宅した。

2. 同日午後8時30分頃、自宅マンションの一室に帰り鍵を開めたXは、Aはまだ近くにいて自分を狙っているかもしれないと考えていたところ、X宅の階の廊下から「X。家にいるんだろう。出てこい。ぶっ殺してやる。」と叫ぶAの怒号が聞こえた。Xは、Aが至近距離にいる以上、自分で対抗するしかないと思い、自宅にあった肉切包丁（刃渡り約18cm）にタオルを巻き、それをズボンの腰付近に差し込み、自宅のドアを開けた。その直後、AがX宅のドアを乱暴につかんで玄関に入り、金属製の大型ハンマー（重さ約3kg・全長80cm）を振り回しながら近づいた。Xは、かねてよりAから攻撃され続けてきたことに対する強い憤激の情を抱き、Aに対する攻撃を決意しつつ、Aからの攻撃をかわしながら、突如ズボンに差し込んでいた包丁を取り出し、Aの腹部を力まかせに5回突き刺した。その結果、Aは腹部に瀕死の重傷を負い、大量に出血するに至った。

3. 同日午後8時45分頃、Xは自分がAを死亡させてしまったと思って狼狽していたところ、Xの会社の上司Y（50歳男性）からXの携帯電話に着信があった。Xは普段からYと良好な関係を築いていたので、Yに対し一部始終を話した。YはXの話の聞き、自分が何とかするから自宅で待機するようにXに言い、同日9時頃にYは車を運転してX宅に赴いた。XとYは話し合った結果、Aをどこかに投棄することを決め、XとYはAの身体をバスタオルで包んでYの自動車の後部座席に乗せ、YはXを助手席に乗せて車を走らせた。

4. 同日午後9時15分頃、Xは助手席で眠ってしまい、Yが引き続き車を運転していたが、後部座席からAのうめき声が聞こえたので不審に思ったYは車を脇に停めてAの様子を見たところ、Aは瀕死の重傷を負っているもののまだ生きていることに気づいた。Y自身も普段からAを良く思っていなかったので、早くAを始末してしまおうと考え、急いで車を走らせて人気のない山中に向かい、大量に出血しているAを人気のない場所に放置すれば遅かれ早かれAは死ぬだろうが、それでも構わないと考え、意識がもうろうとしているAを車から降ろして山中に置き去りにした。

その間、Xは依然として眠り続けていたので、Aのうめき声を聞いておらず、YのAに対する行為を認識していなかった。同日午後9時30分頃、Aは出血多量で死亡したが、直ちにAに対する救命措置がとられたならば、Aは確実に救命される状況にあった。

1

宗教法人Xは、会員の信仰心を深めることを目的として、会員のみを対象に、Xが開催した信仰に関する集会の様子を撮影したビデオ放映会を、普通地方公共団体Yが設置する公民館（以下「本件公民館」とする）で実施することを計画した。そこでXは、使用目的をビデオ放映、使用日時を7月1日午後5時から午後9時まで、参加人数を会員約30名として、6月1日に本件公民館の使用許可を申請した。

これに対し、本件公民館の職員はXに対し、宗教法人であるXに本件公民館を利用させることは社会教育法23条2項に抵触するためできないとして、本件申請の許可申請書の受取を拒否した。

Xは6月5日、本件公民館を管理する教育委員会に対し、本件申請と同じ条件で、改めて本件公民館の使用許可を申請した。教育委員会は6月7日、Xに対し、本件ビデオ放映当日に放映予定の放映物と配布物を送付するよう求めた。これを受けてXは6月8日、教育委員会に対し、放映予定のDVDと出席票（放映当日に会場入口の受付に置かれ、出席票には名前の他、当該宗教組織における具体的な所属などを記入して提出しない限り視聴できないこととしている）を参考資料として送付した。なお、ビデオ放映会の日時・場所の周知は、これまで会員向けの機関紙でのみ行ってきており、今回も同じ方法が予定されていた。教育委員会は6月10日、Xに対し、本件ビデオ放映による本件公民館の使用は社会教育法23条2項に抵触するとして、本件申請について許可しなかった。

そこで、Xは、本件不許可処分は地方自治法244条2項に反し違法であるとして、Yに対し、国家賠償法1条1項による損害賠償を請求した。

【設問】

上記の事実に含まれる憲法上の問題について論じなさい。必要に応じて、関連する判例や、自分と異なる見解に言及すること。

〔参照条文〕

○社会教育法

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

○地方自治法

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

1

（配点：40点）

(1) 以下の (a) ～ (c) について、法令・判例に照らして正しければ○、誤っていれば×を付して、3行以内でその理由を述べよ。

(a) 定款に記載または記録しないでされた財産引受けは無効であるが、成立後の株式会社が追認をすれば、翻って有効になる。

(b) 取締役会設置会社の唯一の株主が、取締役会の決議の承認を得ずに、その有する譲渡制限株式を他人に譲渡した場合、その譲渡は、当事者間では有効であっても、会社に対する関係においては無効である。

(c) 定款に株主総会における議決権行使の代理人の資格を自社の株主に限る旨を定めている株式会社の株主総会に、当該会社の株主である法人が、その代表者の指揮下にある職員を代理人として出席させ、議決権を行使させることは、当該職員が当該会社の株主でない限り、定款に反し許されない。

(2) 以下の設例を読んで、(a) 及び (b) について論ぜよ。

1. Y株式会社は、Aが設立した同族会社であり、会社法上の公開会社である。Aは長年Y社の経営の実権を握っており、代表取締役の座を長男であるBに譲ってからも、会社の経営に多大な影響を及ぼしていた。Y社の発行済株式数は1200株（定款における発行可能株式総数は3000株）で、そのうちの500株をBが筆頭株主として保有し、300株をBの甥であるXが保有していた。また、残りの400株については、Aの妻であるCが200株を、Aの長女でありXの母であるDが100株を、Aの次男であるEが100株を保有していた。

2. Y社では、Aの死亡後、経営権を巡って一族を二分する争いが生じた。そのような状況において、Y社は新たに900株の株式を発行すること（以下「本件新株発行」という。）を決定し、その株式のすべてをBに発行した。しかし、本件新株発行については、次のような問題点があった。

①本件新株発行に関する事項について公告・通知がなされていない。

②本件新株発行を決定した取締役会において、1名の取締役に招集通知がされていなかった。

③本件新株発行の目的は、BのYにおける支配権の確立であった。

(a) 本件新株発行に不服のXとしては、どのような主張をすべきか。

(b) 仮に、上記設例で、問題点①はなく、本件新株発行に関する事項について公告はなされていたが、「Bが本件新株発行に対し真実の出資を履行したとはいえない。」という問題（問題点④）があった場合、Xは上記(a)と同じ主張をしても認められるか。

2

問 次の問題文を読んで、以下の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

亡Aの相続人はAの妻Yと長男B、長女Xである。亡Aの遺産分割調停においてXは、Y名義で登記されている本件土地は、実際には亡Aの所有であったからAの遺産であり、遺産分割の対象に加えるべきと主張したが、Yのみがこれを争った。そのため調停は不調に終わり、審判に移行したものの、その手続も本件土地の所有権問題により事実上進行しない。そこでXは、本件土地がAの遺産であることの確認を求める訴えを提起することとした。

〔設問1〕 上記訴えは適法か、訴えの利益の観点から判例を踏まえて検討しなさい。その際には、まず、上記訴えにおける訴訟物は何かを明確にしたうえで、それと関係づけて訴えの利益の判断基準に沿って検討しなさい。

〔設問2〕 Xが、本件土地所有権を主張して争うYに対し、上記訴えを提起したとすると、この訴えは適法か、判例を踏まえ、〔設問1〕と関連付けて検討しなさい。

以上

3

以下の〔事例〕を読んで、下記の【設問1】および【設問2】の両方に答えなさい。

〔事例〕

- 1 共謀したX・A・Bの3名がいわゆる振込め詐欺の手法でVから現金を詐取しようとしたという詐欺未遂(以下では「本件」という)の共同正犯の被疑事件において、被疑者Xが逮捕・勾留された。Xは、逮捕の直後に、警察署の取調室において、供述拒否権の告知を受けたうえで、本件に関して司法警察員Kらによる取調べを受けたところ、本件について黙秘した。
- 2 Xは、逮捕の翌日からの取調べにおいても黙秘を続けた。ところが、逮捕から9日目の取調べにおいて、その開始からおよそ1時間が経過したころに、Xは、Vに対する振込め詐欺の過程でAとBに指示されて現金の受取り役になった(しかしながら、対面したVに怪しまれて現金を受けとれなかった)という供述をおこなった。Kらは、この供述を調書(以下では「本件調書」という)に録取した。そして、Xは、本件調書に署名・押印した。
- 3 Xは、本件による勾留が満期を迎えた日に、本件の被告人として起訴された。なお、起訴されるまでの逮捕・勾留は、いずれも適法におこなわれていた。また、Xは、請求によって付された国選弁護士と勾留の直後に接見をおこなっていたところ、その後にXからも弁護士からも接見の申出がなかったことから、起訴されるまでの間に再度の接見をおこなっていない。

【設問1】 (15点)

〔事例〕の1および2におけるXについては、Kらによる取調べに応じることが法的に義務づけられているという見解もあれば、法的に義務づけられていないという見解もある。前者の見解が主張する論拠と後者の見解が主張する論拠について、それぞれ説明しなさい。なお、いずれの見解が妥当であるのかという点に論及することは要しない(この点を問うものでない)。

【設問2】 (25点)

9日目の取調べにおいて、その開始からXが供述を始めるまでの間には、以下の事実が存在していた。この場合に、本件の起訴を受けた裁判所が本件調書を証拠とすることは許されるのか否かについて、具体的事実を挙げて論じなさい。

Kは、取調べが開始されて間もないうちに中座して、検察庁から受けた電話において、検察官Pから、「Xについては、みえすいた虚偽の弁解をやめて、共犯者のことなどを洗いざらいにしゃべったうえで、改悛の情を示すようであれば、本件が未遂に終わっているという事情もあるから、起訴猶予にしてやってもよい」などと聞かされた。そこで、取調室に戻ったKは、Xに対して、「検察官は、君がみえすいたウソを言っているものと思っている。素直にしゃべって反省の態度を示せば起訴猶予にしてやろうという話も、検察官から聞いた。共犯者が誰なのかも含めて正直に話したほうがよい」と申し向けた。これを耳にしたXがなお黙っていたところに、Kは、同じことをもう一度申し向けた。